

「和解譲渡」証文—Finalis Concordia

乙の二

井ヶ田 良治

はじめに
解説

用紙と書体
言葉 language

II 内容と注釈

試訳
年号月日

王の正式称号
裁判官

当事者と論所
Fine の種類

III Fine の手続と歴史

手続
feet of fine の成立

Fine に関する補足説

不動産譲渡についての Fine

わざわざカード—日本との比較の手掛り

「和解譲渡」証文—Finalis Concordia 乙の二

同志社法學 1111卷11・四冊

七三三 (四六七)

はじめに

法制史家が法学者と歴史家という二つの魂を抱えてつねに悩んでいる」とは洋の東西を問わないようである。バー
カー J. H. Baker 博士は一九七四・七五年両年の法制史年次大会（七四年はリンカーンズ・インの古いホール、七五
年はケンブリッヂで開催）でなされた報告中の歴史家の論文を一九七八年に編集した際、次のように記している。⁽¹⁾

法学部で教育をうけた法制史家と最初に歴史学科で教育された法制史家との間には、昔から、学問的訓練上の溝があった。ど
ちらか一方で十分訓練をうけ立派な資格をもつようになつた研究者が、ひとたび他方の学部に迷いこむと、彼はよくいつてもせ
いぜい不器用なアマチュアと見なされ、自分でもそのように自覚させられがちである。ひどい場合にはお前は何をしにきたかと
ばかり歓迎される闖入者扱いされる」とになる。歴史家の方は法律家をして、過去と現在とを混同するように教育され、真
実よりも権威の方を尊崇するようになつてしまつていて、眞の歴史にむかう心など失つてゐる人種だと軽蔑する。他方、法律家
の方は、歴史家なるものはかつて一度も法学的訓練の秘儀に加わったことがなく、そのためやむなく、法学のむずかしさから逃
げ出し、些末な事実や数字に逃げこんだり、あるいは人間性とか社会行動などという無内容な一般化にはしり、知的な法的訓練
の歴史を把握する「ことなどがない」などと考へがちである。

この両者の間の溝は、日本の場合には、かつて法科派と文科派の間の溝といわれ、さらに、現在では、法制史家自身の魂が常にこの二つの世界に引き裂かれる苦しみになやまされている。両者を統一的に駆使できたのはイングラン
ドでもメートランド F. W. Maitland ジュラのものだろうといわれるが、その点で、日本において両者を具有した
中田薰博士の偉大さにあらためて驚歎せられる。

それだけではない。日本のようにおくれて近代化をすすめ、ヨーロッパの法を繼受しようとした国では、比較法史という、さらにいっそう多くの異質の訓練を必要とする研究方法をも採用せざるを得ない。こうなると、日本法制史家の魂は三方から引き裂かれることとなる。その点でも日本法制史を近代的学問に育てあげてきた先学の努力は敬服に価いしよう。かつて中田博士は、ヨーロッパの売買文書などの文言と日本のそれとを比較することによって日本の法律文書の法制史上の性格を説き明かすことに成功しているが⁽²⁾、その方法はそれ以後十分うけつがれずに今日に至っている。中田博士以後も比較法史という方法は多くの先学によって採用されてはいるが、その大半は、法制度乃至法理念・法原理の比較を主とし、物質的法文化ともいうべき法的文書の比較という作業は稀であった。ここでイングランドの売買文書のひとつを紹介しようというのは、先学のあとを追い、法と歴史と比較という三者の統一に努力し、それを通じて前近代日本の法制度史の理解を深めるために不可欠な前提となる基礎的知識を得たかったからである。

中田博士の場合には同じ法的文書といつても主にヨーロッパ大陸のそれが主であった。ところが、イングランドはヨーロッパの他の国と比べて法律文書・記録が多量に残っていることでしられている。それは、その法学や法実践の歴史的特質によって法律記録の研究が他の諸国より進んでいたためでもあろう。近代においてローマ法を繼受し法典国となつた大陸と異なり、イングランドの場合、判例と先例にもとづき法原則を発展させてきたという点に加えて、中央国王権力が強く統一的な中世的法原理をつくりあげて今日に及んでいるという点で古代律令と大陸法的近代法典の中間にひろがる日本中世・近世法の研究には、イングランド法史との比較がより有効ではないだろうか。こうしたことから、比較対象としてイングランドをえらんだ。

イングランド法史の研究は、いまや、未刊法律文書記録の研究によって前進させられつつあるといわれている。コ

バー、J. S. Cockburn は、法史研究の新しい波とよばれ、法律記録に関する研究が一九六〇年代にはじまり、未刊史料の開箱に当然ともなう新しい解釈によって多くの古い見解は修正乃至は否定されてしまうところ。⁽⁴⁾ ベーカー博士も、その「イングランド法制史の暗黒時代」⁽⁵⁾ のなかで、一六、七世紀に関する我々の知識の大半は従来の刊本史料から抽出されたのだ、その多くは現代の新しい科学的な吟味に堪えないと述べている。マルト & G. R. Elton 教授のほか、出版された素材のみによる「ことこゑ点」ホウルズワース W. S. Holdsworth のイングランド法史第四巻でのぐられた事柄は、しそしそ信頼できないことがあるとわれ述べる。⁽⁶⁾

ハーリー、最近のイングランド法制史家は、これまで一つに引き裂かれてきた法制史家の魂を一つに修復し、自らも未刊法律記録の研究にとりくむことにより新しい成果をあげつゝある。外国人とくに日本法史を専攻する私には、そのような基礎的作業を追うこととは不可能ではあるが、せめて、その作業過程の努力を理解しつゝ程度にはその実際を幾分かでも知りたいものだと考えておる。

さて、これら未刊史料を読むとなると、何からはじめればよいか。ハリス、タイトル・ディーディ Title Deed とよばれる不動産権利証書を手がかりにするのは、その代表が売買証文であり、日本におけるそぞりあるように売買証文がものとも残存点数も多く、そのペターンも明確であるからである。日本における古文書の解読訓練は売券にはじまるのが普通である。

ところわけ、ハリス紹介する和解譲渡証文 Finalis Concordia (Final Concord) 通称 Fine ふよぎられるものは、中世以来のものとも流布した方式であるのみならず、一九五年以来一八三三〇年までの feet of fine ふよぎられる記録が完全な形で公文書館に保存されており、イングランド地方史のための貴重な史料だとわれてゐる。⁽⁷⁾

for of for the fauor of t. p. in the 1st day of April 1731
 fidei defensoris & alij quoniam to certam. Hildebrandus et Theodo-
 rius gentilium et Hildegardus Allingtonum Armigerum querentes
 acris pasturam cum pertinenciis in loco de Camberwell unde
 plena ipsius apud Westm. Et isti huiusmodi. Theodorus et
 Hildebrandus et heredibus suis predictis Johes et Charitas
 Theodori et Hildebrandi predicti Johes et Charitas contra
 predictos Johes et Charitas sexaginta libras sterlingorum

line

1. Nec est finalis concordia facta in curia domini Regis apud Westm^m a die sancti Michis in tres septiman.
2. fidei defensoris etc. A conquestu quinto coram Roberto Eyre Roberto Price Alexo^d Denton et Johne Portescue.
3. generosum et Hildebrand Allington Armigerum querentes et Johinem Pearse et Charitatem uxorem eius deforc.
4. acris pasturam cum pertinenciis in Peckham et parochia de Camberwell unde plitam conuenientem sum fuit
5. esse ius ipius Theodori ut illius que ijdem Theodorus et Hildebrand habent de dono predicto Johis e.
6. Theodoro et Hildebrand et heredibus ipius Theodori imperpetuum Et preterea ijdem Johannes et Charitas conces.
7. ipius Theodori predicta tenementa cum pertinenciis contra predictos Johannem et Charitatem et heredibus ipius Johis imp.
8. Theodorus et Hildebrand dederunt predictis Johi et Charitati sexaginta libras sterlingorum

Surreff int^r Theodori Drage gen^r et Ali^q

Ryder

1. Nec est finalis concordia facta in curia domini Regis apud Westmonasterium a die sancti Micha-
2. fidei defensoris etc. A conquestu quinto. coram Roberto Eyre Roberto Price Alexander Denton
3. generosum et Hildebrand Allington Armigerum querentes et Johannem Pearse et Charitatem uxorem
4. acris pasture cum pertinenciis in Peckham et parochia de Camberwell unde placitum conventionem
5. esse ius ipsius Theodori ut illaque ijdem Theodorus et Hildebrand habent de dono predictorum
6. Theodoro et Hildebrand et heredibus ipsius Theodori imperpetuum Et preterea ijdem Johannes et
7. ipsius Theodori predicta tenementa cum pertinenciis contra predictos Johannem et Charitatem e
8. Theodorus et Hildebrand dederunt predictis Johanni et Charitati sexaginta libras sterligrum

Surreia finis inter Theodorum Drage generosum et Alium querentes

Ryder

Finalis concordia(Final agreement) (October 20, 1731)

1. This is the final agreement made in the court of the lord King at Westminster three weeks aft
2. defender of the faith, before the Justices Robert Eyre, Robert Price, Alexander Denton and Jo
3. gentleman and Hildebrand Allington, esquire, plaintiffs, and John Pearse and his wife Charity
4. 7 acres of pasture with appurtenances in Peckham in Camberwell parish, concerning which a ple
5. to be the right of the same Theodore, as being those which the same Theodore and Hildebrand h
6. to the aforesaid Theodore and Hildebrand and their heirs forever. And moreover, the same Joh
7. of the same Theodore of the aforesaid tenements with appurtenances against the aforesaid Joh
8. Theodore and Hildebrand have given the aforesaid John and Charity 60 pounds sterling.

(endorsement) Surrey fine between Theodore Drage gentleman and another plaintiffs.

¶ Apud Regnum et de eis quibus in haereticiis etiam non peruenit fieri omni
evidenter p[ro]fessis[us] sententia est propositio contra illam quod dicitur Deo Propterea
quod p[ro]prio potestate est. H[ab]et enim deum deponit. Quod deo inquit agio dico.
Inveniens autem in se p[ro]pria facilius tamquam cum fuit in fornicatione fuit. Quia si
in eo p[ro]prio habebat sententiam p[re]dictarum p[ro]prio potestate est. Inveniens
p[ro]prio potestate sententiam est. Tunc p[ro]prio potestate habet ipsius potestus. In deo
sententia est. Tunc p[ro]prio potestate sententia est. Tunc p[ro]prio potestate habet ipsius potestus.

tres septimanas anno regnorum Georgii scđi Dei q̄ rā magne Britannie Franci et Hibnie regis
the Fortescue Aland Iusticē et alijs dñi Regis fid elib⁹ tunc ibi p̄sentib⁹ int⁹ Theodoru⁹ Drage
em eius deforc⁹ de vno mesuagio duob⁹ gardinis dec em acris t̄re trib⁹ acris prati et septem
bis sum⁹ fuit int⁹ eos in eadem cur⁹ scilt⁹ qđd p̄ dcī Johes et Charitas recogn⁹ p̄dcā ten⁹ cum p̄tin
p̄dooz Johis et Charitatis Et ill⁹ remiser⁹ et quie tclam⁹ de ipis Johē et Charitate et hered⁹ suis p̄dcī
charitas concesser⁹ p̄ se et hered⁹ ipius Johis qđd ipi warant⁹ p̄dcis Theodoro et Hildebrant et hered⁹
pius Johis imp⁹ Et p̄ hac recogn⁹ remissione quiet clam⁹ warant⁹ fine et concordia ijdem
ngot⁹

e sancti Michaelis in tres septimanas anno regnorum Georgii secundi Dei gratia magne Britannie Francie et Hibernie kandro Denton et Johanne Fortesue Aland Iusticia riis et alijs domini Regis fidelibus tunc ibi presentibus int ritatem uxorem eius deforciantes de uno mesuagio d uobus gardinis decem acris terre tribus acris prati et septem tum conventionis summonitum fuit inter eos in eadem curia scilicet quod predicti Johannes et Charitas recognove rō predictorum Johannis et Charitatis Et illi remis erunt et quieta clamaverunt de ipsis Johanne et heredibus suis am Johannes et Charitas concesserunt pro se et heredibus ipsius Johannis quod ipsi warantizabunt predictis Theodo t Charitatem et heredes ipsius Johannis imperpetuum Et pro hac recognitione remissione quieta clamatione warant s sterlingorum

three weeks after Michaelmas in the 5th year of the reign of George II from the conquest, by the grace of God K.
Denton and John Fortescue Aland and other faithful subjects of the lord king then present there, between The
s wife Charity, defendants, concerning one house, two gardens, 10 acres of land, 3 acres of meadow and
ng which a plea of covenant had been summoned between them in the same court, namely that the aforesaid John an
d Hildebrand have as a gift of the aforesaid John and Charity. And they remised and quitclaimed them from John an
the same John and Chritas have granted for themselves and the heirs of the same John that they themselves will
aforesaid John and Charity and the heirs of the same John forever. And for this recognition(acknowledgement) re
rling.

Lord Drage in agno Christi anno fifti eis hibernie Regis
et Helyc fidelib; tunc lib; plenaria; dicit Theodoro et Hildebrando et suis
heredibus quidam locum tenetum apud (in) hysce pte (parte) excepit
Salomonus Johes et Agnes fccio pertinet cum fca
et genotia deo deo Johes et Agnes fccio et rego cum fca
et ipso estatut pte (parte) hysce hildesegnus et heredibus
cum fca genotia deo deo Johes et Agnes fccio et rego cum fca

Endorsement.

John Hildesegen et Rego gen
John Hildesegen et Rego gen

dci

ie et Hibernie Regis
entibus inter Theodorum Drage
i et septem
s recognoverunt predicta tenementa cum pertinentiis
redibus suis predicti
dictis Theodoro et Hildebrand et Heredibus
ione warantizante fine et concordia ijdem

xe of God King of Great Britain, France and Ireland,
between Theodore Drage,

and

said John and Charity have recognized the aforesaid tenements with appurtenances
from John and Charity and their heirs

selves will warrant to the aforesaid Theodor and Hildebrand and heirs
agreement) remise, quitclaim, warrant, fine and agreement the same

一片の史料から新しい歴史認識が直ちに生れるわけではないが、日本中世の類似の譲渡文書との比較に供するため、イングランド法制史家には常識に類する事柄に關しても、あえて繁を厭わず確かめておき度い。

一九七八年夏、故宮井忠夫教授が渡欧の途路、ロンドンに立ち寄られ、数日を共にすることができた。当時、偶然の機会にいくつかの羊皮紙のタイトル・ディードを入手したので、これを見る度に宮井教授のお元氣だった姿が思い出される。一日も早く、解説し解説を加え、知的関心が広く研究心の旺盛な教授の御意見をおしゃれした」と思つていたが、教授の急逝によつて果すことができなかつた。教授の追悼の意をこめてこの小稿を記したい。

ノルに紹介するタイトル・ディードは、現在同志社大学法学部所蔵で、光塩館一階閲覧室に展示してある。

一、解 　　読

まず、原本コピーをかかげそのまゝの活字体・ラテン語の解説文（transcription）及び英訳文を作つてみた。原本とその解説文・英訳文は相互に対照でできるようになつてそれぞれの行を一致させたある。もちろん英訳文については語順が若干かわるので完全に一致してはしないが、大略の対比ができるよつ工夫してみた。⁽⁸⁾

用紙と書体

本文書の用紙は羊皮紙 parchment である。捺印証書 Deed は必ず紙か羊皮紙に書かれなければならなかつたからである。Deed ムシヤウチヤ、ブラックストン W. Blackstone によれば、当事者によつて印章押捺 seal れれ、交付 deliver れれた証文で、Charter (Carta) ムニシタリムアルが、私人間の取引の場合には普通は Deed、つまらハーナークル Factum ムニシタリムアル。

〔和解譲渡〕 証文—Finalis Concordia ムハシテ

字体は running Court Hand (走り書の法廷用書体) である。ある種の楷書体 Book Hand は九世紀頃のカロニア小文字 Caroline Minuscule が使用され、11世紀には「ラシック」がおもに使われた。オーバーフォント本に使われたこの楷書体に対し、草書体 cursive が生まれる書体が 11世紀頃から文書に使用され、イギリスでは法廷用書体 Court Hand も生まれる書体が成立した。⁽¹⁾ 11世紀の当時の名は公文書館 Public Record Office の用語で、大英博物館での文書用書体 Charter Hand もまだつかわれていた。⁽²⁾ 本文書の字体はその最後期の走り書である。

中世には羊皮紙が高価だったので、狭い面積に沢山の字が書けないために多くの省略 abbreviation が用いられた。①省略記号 suspension ②短縮 contraction ③肩書き superior letters ④省略記号 special signs である。⁽¹⁾ たとえば | は *fīca* が *facta*, *dñi* が *domini* の短縮である、*curia*, *westm* は *curia, westmonasterium* の縮尾省略、やむ田の *contūm* の *contūm* は *a* の小文字の肩書き contra である。最後の *sterlingorum* は省略記号である。

言葉 language

言葉はラテン語である。本来、イングランドの法律上の用語は、古くは、文書がラテン語、ノルマンノンクイスト以後、法廷用語はフランス語だのが Law French と呼ばれた。

言葉について述べる、「ラックブルーは、一切の訴訟手続き、弁護人の弁論や判決やべきが、Law French である野蛮の方言 barbarous dialect と記されたが、それはノルマンのチャーリアム征服王や彼の息子たちの保護の下にノグラン・ブルーの「おれたもの」、外国人の專制君主への奴隸的服従の明白かつ恥づらしきものだ」と書いてある。⁽²⁾ しかし、最近の研究はフランス語は「ドーム」の「おどじ」は法廷で使われなくなってしまった、しかも、その頃

にはフランス語がイギリスのジョントリーや、やがて一般庶民の一部のもの口常語になつてゐたところ。ベーカー博士は次のようにいへる。⁽¹³⁾

ハドワード三世治世下の対仏戦争以後、フランス語は学校で教えられなくなり、フランス語の余詎は、宮廷風の時代おくれのものとなつた。一三六一年に議会は、法廷でのフランス語の使用を trop desconue (あまり知られていない) という理由で制限しようとしたが、皮肉なことにその制定法自身がフランス語で書かれていた。⁽¹⁴⁾ 結局その制限基準は、十分な成功をおさめるにはいたらなかつた。この制定法の第一の効果は、誰も予期しなかつたことだが、ラテン語の残存を確實にし、英語の訴訟記録記入を無効とするよくなつたことであつた。

一三六一年はたしかに一つの転機ではあつたが、フランス語が Westminster Hall の法廷での公用の言語でなくなつたのがいつかについては誰も一致しない。訴訟記録は、明らかに英語で弁論が行なわれていた一七世紀までフランス語で記録されてゐるから、訴訟記録がフランス語であることは法廷でフランス語をやめた年を知るうえで手がかりになつても、直接のたすけにはならない。しかし文法の論義が減り、単語の配列の順序が一四世紀から全く激しく変わつてしまふ、訴訟記録自身にもしばしば英語が混入するよくなつた。おそらく、弁論者より記録者が混入させたのだね。

Fortescue もノリー六世時代に法廷に立つてゐたが、彼はフランス語は口頭弁論と記録のために残されてゐるといへるが、この口頭弁論 pleading ところのば、一般的の論義という意味ではなく、count と pleadingとの引用(訴論・陳弁の引用)のことである。英語は、俗人が含まれて以来の公判 trial で用いられるようになつたと推定される。つまり法廷における口頭によるフランス語使用は、訴訟方式や他の若干の訴訟手続の方式にもとづく訴論・陳弁の引用にかられていて、それが一八世紀まで継続したのである。このよつと「詰む」ためより「書く」ために長い間つかられた法律家の専門用語が、Law French なのである。

「」のよつて、中世末期には方式どおりの訴論陳弁を引用する場合を例外として口頭弁論は英語であつたが、訴訟記録はフランス語で記された。これが対し、文書の方はもへきるラテン語であった。

ラテン語と法廷用書体 Court Hand との間に「一カ一博士」は次のよつて述べる。⁽¹⁵⁾

訴訟記録集 *plea rolls* が最初にせじかいたるかと思ひ、キリスト教世界の言語として確実な優雅なもむ Latin 以外の言語を使うことなど考へられなかつた。物的構成は長むかずるより工夫され、明瞭な形式的な書体で良い羊皮紙に書がれた。

最も古く記録集の多くが今も昔どんと歴史のままの状態で残つてゐる。けれども言語と正式書法の両者はロモンローが変えることを許さない要件となり、英語で書かれた訴訟手続は、誤りとしてくつがえられることがないだ。

一五八八年に、あるハーリッサワードベノムへ普通の書法で書かれた令状を返却したのがある。裁判官たちはそれなりの理由をもつていた。法廷用書法だと出でてしまつてお読みぬが、その反対に、日常の書法は、「111年あたつて、古びて誰も読めなくなつた」事実を略称を「死語」に翻訳するが、死語の節約と思索の正確性を助長した。しかし、それが一般の国民を法律家から疎遠にした。

ラテン語の正確さと云ふのは、一本の down-stroke や、省略記号を書かねとしたら、ラテン語の「」からした「スなどが、命令状では致命的な欠陥になつた」と意味した。……

1533年に有罪と訴えられたある殺人犯は正しく起訴状のなかのたゞ一字で救われた。

「一カ一博士」の「」の事件は R. v. Rogers and Walker (1533) の *J. Spelman's Reports* (93 Selden Society) p. 52. によると次のとおりである。

起訴状は被害者との「」

と記しておいたため、判決では Law French と
pur ceo que est parol quidam proue que il estraunge et nemie mesme le person que fuit murder pur ceo
lenditement fuit tenuz void.

アーノルド

何故なら彼 quidam はこの証言は、それが別人であり殺された人物の死人ではなまらハルムを証明しておらず。
したがって起訴状は無効とされただ
と記録されてしまう。

つまり、起訴状は quidem (in fact) と書くべきよりも quidam (a certain person) と書いたので意味があつ
がハドシおいたのである。されど、あるのだったー件のあわがーが、殺人犯の命を救いたのである。

以上がマーカー博士の説明であるが、このよハル長くつづいた氣難かしシテノ語 Law French,
Court Hand もとの寿命を終えるとかがきた。

一七二一年に、裁判所におけるすべての手続は英語によるべきとする法律が議会を通過した。それに伴い一七
二二二年三月二十五日から後は、全イングランドのすべての法廷における法手続、記録・文書・弁論などの一切が、英語
で、しかも読み易い字体と書体で語られ、記されなければならなくなられた。⁽¹⁶⁾

したがって、ソリに掲げた一七二一年の文書は、ラテン語で記された最末期の Fine となつてゐる。

以上で古文書の外的特徴の説明をお終り。次に内容について述べ。

試
訳

一、内容と注釈

本文書は、征服王の後裔にしてかつ神の恩寵により、グレートブリテン、フランスおよびアイルランドの王であり、信仰の擁護者たる、ジョージ一世の御治世第五年のミクルマスから三週間後（一七三一年一〇月一〇日）にウエストミンスターの国王裁判所において、裁判官ロバート・ニア、ロバート・プライス、アレキサンダー・デントンおよびジョン・フォーテスキュー・アランドならびにその他の国王陛下の忠誠な臣民の出廷の下で、ジェントルマン、セオドール・ドレイジとエスクワイア、ヒルデブランド・アリントンとを原告とし、ジョン・ピアスと彼の妻チャリティとを被告とする両造間で作製された最終合意書である。論所はカンバーウェル・パリッシュのペカムにある屋敷一字、園二カ所、一〇エーカーの土地、三エーカーの牧場、七エーカーの牧草地で附属施設を含んでいる。本論所に関する捺印契約訴訟が同法廷に於て両造間で召集された。すなわち、同述ジョンとチャリティとは前述の附属施設つき財産の保有が同セオドールとヒルデブランドが前述ジョンとチャリティからの贈与として所有することを保証誓約し、その財産をジョンとチャリティおよび彼らの法定相続人たちから前述セオドールとヒルデブランドおよび彼らの法定相続人たちに永代に避り渡した。然り而して、同ジョンとチャリティとは、彼ら自身、前述セオドールとヒルデブランドおよびセオドールの法定相続人に対し、前述附属施設つき財産保有に關し、永代にわたってジョンとチャリティおよび同ジョンの法定相続人たちの違乱妨げあるまじきことを保証する担

保をジョンとその法定相続人の名において附与した。 といえば、この誓約、避り渡し、担保、ファインと合意のため、同セオドールとヒルデブランドとは前述ジョンとチャリティとに対し、六〇ポンドの貨幣を支払いおわった。

「端裏銘」 サリー州、ジョン・トルマン、セオドール・ドレージその他の原告の間の最終合意書

(別筆) ライダー

年号月日

必ず日付であるが、年は王の治世年で記されてゐる。ジョーン王の御治世第五年 (quinto regnum) である。これは、西暦でいうと一七三一年六月一一日から一七三一年六月一〇日までである。⁽¹⁷⁾ そこで、その年のミクルマスは一七三一年のミクルマスであることとなる。一七三一年のミクルマスとは、九月二十九日であるから、その三週間後は一〇月一〇日というとなるが、これぞ、return day である。

return day を説明するためには、ウェスレーミンスターのモンロー裁判所の開廷期のことに若干でも触れておかねばならない。開廷期 terms は年に四開廷期がある。それをつけて Reeves は次のように述べてゐる。⁽¹⁸⁾

一年を開廷期と閉廷期にわけるようになつたのは教会と生活の必要との複合した作用のためである。大地の耕作と収穫のとり入れとは必然的に民事事件の一切のかかわりから解放された自由な時間 требуетである。そして教会法は最も重要な時に一年のある時節は宗教的平和をまもるよう、そしてその期間にはすべての宗教的争いはきびしく述べると指示されていた。これに対しあの残りの時期は司法行政を行つ」とがゆるやれていた。

「和解譲渡」証文—Finalis Concordia 二二二

同志社法學 三三卷二・四号

八三 (四七七)

トハタコ・ヤクシハドセ、リボルヒーの開廷ノモニ vacation の時期と開廷期 (term) の時期を区別して扱った。この後者の term や dies pacis Regis (王の休日) や当院⁽²⁾、前者を dies pacis Dei et Sanctae ecclesiae (神と聖なる教會の休日) と呼べた (citing Leg. Edw Confess. c. 9)⁽²⁾。ヤクシハ人たまがリボルヒーの休日を離めたが、日の特有の分け方は、ヘルマン人はヨーロピのヤクシハの慣習と共にわがれた。

リバント、クリスマス、四旬節 Lent や聖マリアの誕生日一体の祝日 Trinity や聖マリアの夏休みの日⁽²⁾の vacation を除いて、夏休み後、ミクルマス期 St. Michael 以後のミクルマス期 Michaelmas からはじまり、ユリヤー期 Hilary⁽²⁾、イースター期 Easter⁽²⁾、ユリヤー期 Trinity や聖マリヤの開廷期が生じるゝことないた。

一例をあげてみると、ヨリザベス一世治世下の開廷期の期日は、次のとおりであったとする。

ミクルマス期が 10 月 9 日から 1 月 1 日

ヒラリー期が 1 月 11 日から 1 月 11 日

イースター期がイースター後 1 週日以後の水曜日からキリスト昇天祭後の月曜日まで

トリニティ期がトリニティの翌日以後の金曜日からトリニティから 1 週間後の水曜日

もし、普通のミクルマス期やヒラリー期の最初か最後の日が日曜日にあたったときは、開廷期はミクルマスが 10 月 10 日ばかりか、11 月 29 日におわるかある」ととなり、ヒラリー期が 1 月 11 日にはじめるか、1 月 11 日におわるかあるといふが、だから、実際に裁判のよいだねだねの数 (月曜が土曜まで) は次のようにならぬ。ミクルマスが 11 月 (万聖節が終る)、ヒラリーは 1 月 17 日 (聖體日 1 月 1 日は除く)、イースターは 1 月 11 日 (昇天祭は除く)、トリニティは 1 月 17 日である。

各開廷期は、四乃至それ以上の復命提出期 return に分けられ、各 return day は別々の週であった。すべての

令状は、これらのいずれかの復命提出期に復命された。その期間に原告は次の手続をとらなければならなかつた。また、各復命提出期には 11 日の猶予日 (days of grace) があり、因由以後が、実際の開廷日であつた。⁽²²⁾

Reeves の次の説明をみると return day の実際が具体的に理解できる。

人的訴訟で如換えねだるゝレ、ミクルマス期の第八日 (より 10 月六日が復命日とする)、それに關して出された差押の手続 attachment せシリ一期の第八日、つまり 1 月 11 日に復命される、るゝみな。もし訴事者が出廷しなかつたとなると第 1 回由の差押令状 per meliores plegios が發せられ、その復命由せリニティの第八日、つまり六月十九日となる。それでも彼が出廷しなじと彼の身柄を拘束する Habeas Corpus 令状が出されやの復命由せ crastino Animarum (死者の由 commemoration fidelium defunctorum の翻由) 11 月 11 日である。ソハント公式差押手続 solemnitas attachiamentorum が終了する。その間、丸まる 1 年が過ぎ、1 カ月がたつてしまふ。……ふ」、これが最終の間接強制的差押令状 distringas じつたぬめであれば全部 11 年と七か月以上かかる。

モーミクルマス期の最初の return day についてみると、古くは、10 月六日であったが、チャールズ 1 世は、一六四〇年に、ミクルマス期を短縮する法律を出し、ミクルマスの祝日からすぐ 1 週間後では、臣民たちが、裁判にかけつけたりするのにはせわしかる、おだ、冬の農作業や地代の受納、支払などにミクルマス後 3 週間ぐらひはかかるところ理由で、一六四一年以後はミクルマス期の第一復命日を a die Sancti Michaelis in tres septimanas (ミクルマスの祝日から 3 週間後) と定めた。⁽²⁴⁾

本文書の日附は、この時代のミクルマス期の第一復命日にあたる。したがつて日附は 1711 年 10 月 11 日となる。なお、ミクルマス期はシーケンシエによつて常に短縮されし、一七五一年からは死者の由 all souls day の翌

曰からむとな
⁽²⁵⁾トシテシ。

ムカシ、丘上のモウリト、ルの文書せ 1711年10月10日を発給されたことがわかつた。

H6正式称申

11行田の最初に fidei defensoris いおり「臣民の擁護者」の称号がある。されば、ヘンリー8世がルターを批判する Assertio Septem Sacramentorum 『七秘蹟説』を著し、1511年の10月と、レオ10世から、今後ヘンリー8世の後継者を fidei defensoris ふみせられしるべと榮譽称号を与えられた。

されば、ハイベルトもハレンバウの「カムキリスト教的な王」ふる称号をつらやくヘンリー8世が長年廃棄していた称号であつたこと。

ルの称号は、約1511年、議会の承認の下、王の正式称号を定めた The Bill for the Kinges Stile ふ
ヒ確證され今日に現れん。

概 要

原文11行田の coram (before) といへて國名の人名は、民訴裁判所 Common Pleas の裁判官名である。

裁判官の社会的地位の高かつたイングランドでは、中央裁判所の裁判官の履歴伝記が多く作製されしるべと聞知のルンドラム、ルの國人の判事たちの履歴が、Edward Foss の *The Judges of England* ふる「監記」に記す
⁽²⁶⁾る。

Robert Eyre.

1 K.K.K年生れ、彼の父 Sir Samuel Eyre of Newhouse in Wiltshire ふる彼の従兄 Sir Giles Eyre of Brickworth ふる

人ともウイリアム一世の時 King's Bench の裁判官であったから、Robert は生れながら裁判官になるよう運命づけられていたようなものである。かくて彼は一六八二年四月にリンカーンカーンズ・インに入学を許され、一六八九年二月に弁護士資格を許された。

一六九八年の父の死の前に、Robert は従兄の Sir Giles のあとをついて Salisbury の市裁判官 reader となる。George I 七年五月には彼は Queen Anne の勅選弁護士となり、翌年一〇月には法務次官 Solicitor-General に任命された。George 一世が即位すると、彼は皇太子大法官となる。……彼は司法上の役割を十分果したし、また法律界の名声が高かつたから、彼は王の請求に反対したにもかかわらず、一七一一年一月一六日に王により財務府裁判所長に昇進せられた。さらに一七一五年五月二七日には民訴裁判所の主席裁判官の栄誉を与えられた。彼は一〇年間同裁判所に出廷し名声を保つたが、彼の三つの裁判所における経歴は二年以上に及んだこととなる。一七三五年一二月二八日に亡くなり、ソールズベリーの St. Thomas's 教会に埋葬された。

Robert Price

彼の先祖は Wales の貴族の家筋の後裔である。一六五一年一月一日に Thomas Price of Geeler の三男として生れ、ケンブリッヂの St. John's カレッジで教育を受けたのか、一六七一年五月にリンカーンズ・インに入り、三四年ほど法律学の基礎を学んだのが、一六七七年に、当時の流行にしたがって、友人と一年間旅行し、イタリア、フランスの各地を訪問した。この期間も専門的研究を怠れず、彼が携行したなかには Coke のリトルトン注解 Coke upon Lyttelton を入っていた。ローマの官吏がこれを異端的なイングランドのバイブルだと考へてこれを焼か、Robert を教皇の許しのねじこった。Robert が Coke が説明している法は神の法ではないが、オーソドックスなみのであることを納得をも、それをベチカン図書館に入れることを希望したところ。帰国するや一六七九年七月弁護士資格を得た。

まあなく、彼は法律家仲間で知られるようになり、一六八一年に南 Wales の法務長官となり、翌年 Radnor の市裁判官となつた。

William 王は彼をウーリーズの法務長官からはずしたが、トーリーが権力を握るる、一七〇〇年にウーリーズの裁判官となつた。Anne 女王が即位する、Price が一七〇一年六月一日財務府のバロンに任命された。一七一六年一〇月一六日には民訴裁判所へ転任せられた。

一七一八年に王族の教育に関する特權についての王の請求に反対する意見を述べたのは彼と Eyre 幹事の二人だけだつた。ジョン・シーリーは当然よい印象をもつたから、王位につくと、彼の地位を継続させ、その結果、彼の残りの人生はまことに民訴裁判所判事であった。実に三一年を経て彼は Kensington で亡くなった。

政治的には確乎としたトーリーであつたがウィッグ党の諭者も彼を非難するよつたが、『圖書畫』によつて、彼が正直一途であることが知られていたため、王の要求に反対した勇敢な彼の行為は何のチカラもつけなかつたと伝記作者は記してゐる。

Alexander Denton

ハムワーム監獄による、扣留ベッキンガム近くの Hillesden の庄園が Denton の家族に賜つたが、その子孫たる H. ハムワームは一六九九年に從男爵 Baronet となつた。のちに裁判官となつた Alexander はその甥だと思われる。

彼は一六九八年から Middle Temple で教育を受け、一七〇四年に弁護士資格を与えられた。一七一一年の六月一日に民訴裁判所の判事となり。爾来一八年の間、尊敬されながらその地位にあつた。一七四〇年二月二十一日亡くなつた。

John Fortescue Aland

一六七〇年三月七日生れた。

一七三〇年五月四日ローマ市民法のタクターの名前を Oxford 大学から取つて、彼は Oxford で教育をうけたと思われる。一六八八年に Middle Temple のメンバーとなる、ついで Inner Temple となり、一七一一年、弁護士資格を獲得、一七一六年より reader の名前になり、一七一七年より Exchequer の Baron となるナイルの称号授与。一七一八年五月一日 King's Bench となり、以来一七一七年六月一日 George 1世が亡くなるまで King's Bench にあつた。一七

か月程隠退したが、一七一九年一月廿七日 Common Pleas に当られたれ、爾来一七年間、一七四六年までその職にあつた。隠退する Lord Fortescue of Credan in the county of Waterford と称されたが、隠退後四カ月にあらな、一七四六年一月十九日に七十七歳の生涯を閉じた。彼はすぐれて有能で且つ公平な裁判官だという名聲が高かつた。特筆しなければならぬのが遠い先祖だる Sir John Fortescue の著作「絶対的君主制と相対的君主制との相違について」を編集したことである。(Sir John Fortescue は一三九四年頃に生まれ、その名が史料に最後にみえるのは一四五七年である。)の著書は一四五七一七八六年であり彼の最晩年に書かれたものである。別名、*On the Governance of England*. John Fortescue Aland はそれを一七一四年と一七一九年にアラン・トドリューム。

彼の法廷での態度については次の Bentley 事件における挿写が一例を与えてくれる。Fortescue 爵士はいた。「神の法も人の法も、当事者に対し、たゞえ彼が何をやつたにしても彼の自己防衛の機会を与えておあ。私はかつて大へん学のある人が次のように詎うのをねじだりしたと覚えておあ。『トダムが喫聞やが、自分の弁護をしおぶねおどは、神とおえんわトダムへの判決を下するをしながつた。彼はおいた、アダメよ汝はシテリヒおりしか。汝食べる」となけれと汝に私が命じていたそのままの実を汝は食べなかつたが。それから Eve も同じ問を課されたん』。

当事者と論所

次に原告 querens と被告 deforcians の名があつ、この原告が買手、被告が売手であり、被告が論所に関する捺印証書契約 covenant に違反して、論所を渡さないでの契約履行を請求する訴訟をおこした形をとつてゐる。不動産権の売買やめたが、売手は John Pearse だけではなく、その妻 Charity と一人になってゐるし、その違乱妨げな差止めを担保する時もその二人とその法廷相続人 heirs の名で担保してゐる。イングランドでは結婚するといふ妻の人格は夫の人格に吸収されて、夫婦は唯一の人格となつ、しかも、夫の死後、寡婦やその法廷相続人は夫が生前

に第II者に譲渡した土地にて、寡婦不動産占有回復訴訟 writ of entry cui in vita を用いて回復するしかじ
あた。⁽²⁾ そのため、未来における妨害なれば誰の担保とは妻と heirs が轉名してあるのである。

不動産の所在はサリー州のなかにあり、同州北端の Brixton Hundred の東端、Kent 州に接するるの

Camberwell Parish の Peckham である。

Peckham はハムバウシ city の東端、Tower of London & Towerbridge からトーマズ河を渡りテムズ川・Hak
ロ メーレー真陸の村である。

Fine の種類

Fine は英國での種類があらが計画たるものとし得る。

第一は、チャルチャーブが executed fine と書くべきもの⁽³⁾、sur cognizance de droit, come ceo que il ad
de son done つかは被告の gift として原告が有する、原告の権利であることを證する Fine である。

これが Fine の中の best and surest たものと、出訴の feoffment & seisin の渡しがなへども、その十倍に
のふれFine の渡しが行なわれたると裁判所が認めるのである。だからかかる Fine
は feoffment of record である、裁判所のみある seisin の渡しが、実際の seisin の渡しと同じ効力ある。

第二は、チャルチャーブが executory fine と書くべきもの⁽³⁾、sur cognizance de droit tantum つかは單に原
告の権利を承認する Fine である、これが通常被告の復帰権を消滅させるためである。復帰権にてはせ sein の
引渡しを要したこと考へられて、たかみである。しかし、ハリハクの占有移転令状によれば seisin の渡しが行な
われないと不動産移転は完成しないこととなる。

アレ、本譲は擱けた Fine せんねどいたるかをもぬ。执行田^{タツ}

esse ius ipsius T. ut illaque ijdem T. & H. haben de dono J. (T. & H. が cognizee, J. が cognitor)

アルカ、J.は to be the right of T. as that which They have of the gift of J. (J. が、粗品 Law French)

ドミ領 1 の executed fine の文書は権利書である。

カルバーベルヌル、J.の方紙の上のセサニヨンは sein 移転するに職業をやめたために考察された。
中井後継のものであらわす。(33)

J.ハーリー、賃り渡し文書、担保文書の如く、原告が渡した代金が届かねば文書をもね。

裏籠 endorse 又は indorse とあるの外、原告の Fine であるハーリーが届かず、他に弁護士と略かねる名前が異筆で
記されたり。

J.の種の如意が回拝 Fine が記された文書は Ranulf de Glanvill が次の如きである。

Dictur autem concordia talis finalis eo quod negocio finem imponit, adeo quod neuter litigancium ab ea
de cetero poterit recedere.

A concord of this kind is called final because it puts an end to the matter, so that neither litigant may
in future depart from it. (Glanvill, ed. by G. D. G. Hall, VIII, 3, p. 96)

J.の種の和解が最終 final であるのが、和解書が終結書か、亦は和解書が本訴の原告の和解の
約束と見なされたものであるが、和解の終結書が終結書か、亦は和解書が本訴の原告の和解の

アラクスルハセ和解書に終結をみだらかだじやない、回生の認可の 1 事の訴訟や相続の手続を終わらむ

「民法講義」編文—Finalis Concordia ハウト

巨著社法文 1111卷11・巨著

九一 (四八四)

るので最終的和解と呼ばれだと云ふ。

III' Fine の手続と歴史

手 続

Fine の手続を「の文書と同年代の「ハックストン」の記述によつて略述しよう。⁽³⁴⁾

「土地を譲渡されそれを確証されぬくか当事者は、相手方に対し、通常、捺印契約履行令状 writ of covenant もよびられる令状を発給してゐて捺印契約履行請求の訴訟をおこす。⁽³⁵⁾ その前提は、相手方が訴人に對し土地を譲渡するところの合意、捺印契約が存在したと推定されて云ふて、その合意違反による訴訟がおこされたと云う表現をとる。この令状のために、王に對し、初度手数料 primer fine が納められる。五マーク mark の価値の土地につき、1 ノーブル noble のまゝ、土地の年得分の一〇分の一である。」⁽³⁶⁾として裁判がはじまる。

「次は和解許可状である。裁判の途中で被告は自分が間違つていたことを知り原告に和解の申入れをしたと想定される。原告はそれをうけ入れたとしても、訴訟遂行の担保として令状をもひつてゐるから、licence もだいのにすぐには、裁判を放棄すると彼の訴を危険にするので、裁判所に対して事件を和解するための許可状を申請する。⁽³⁷⁾ この和解許可状は簡単に与えられると、その際、王に對し、一度手数料を払わなければならぬ。それは古くからの王の収入であり、King's Silver とか後の手数料 post fine もよびられ、五マークの土地は一〇シリングつまり年得分の一〇分の一にあたる。⁽³⁸⁾

「次に和解が行なわれる。通常は、被告の側から、問題の土地が原告の権利である」と承認する。そして和解手続をある被告を「承認する者」cognizor、和解手続をされた原告が「承認される者」cognizee もよびられる。⁽³⁹⁾の承認は民訴裁判所の公判廷かその裁判所の裁判官の一人の面前か、地方にあっては答弁聴取委託命令状 Writ of dedimus potestem と称される

特別権限を与えられた任命裁判官 commissioner の面前で行なわれなければならなかつた。その際エドワード 1世の第一八年の制定法 Modus Levandi Fines (1189~90年) によつて、Fine 手続をかね cognizor が成年で入獄したり知らない健全な記憶力の持主に限られた。もし既婚婦人 feme-covert がそのなからぬ場合にせば、彼女が自由意志で Fine 手続をしたのか、夫の強制でしたのかが問いただされた。

以上で Fine の本質的手続が終了したのである。しかしその手続がある。

四、それが Fine の Note 記載である。されば、捺印契約履行令状と当事者の名前や論所、合意事項などの和解書の抜書にすれども、やがて Henry 四世第五治世年の制定法 (1210~1215年) の指示によつて当地役所の記録簿に書き込まれたばればよいだ。

五、第五番目は Fine の foot やある。当事者、日付、年、場所、誰の前で手續がなされたかが要約されて記されてゐる。それとつて Chirographer's Office で歯型捺印証書 Indenture が作られ、cognizor と cognizee の双方に手交される。

以上が丁度本稿で解説したもの Fine の作製された當時の学者であつたグラックストンの説明した手續である。ハリド歯型捺印証書 Indenture やうのが、同一文書を一枚の羊皮紙に一通り上記しやれた歯型 indent に切られたが、正副本として契約当事者双方が所持した制度であり、その切り離し口には、Chirograph や記され、双方をつなげば復元しうかるかどつかによつて偽物が否かを証明である歯印に該当する文書である。

feet of fine の概要

ヒリード、ハリドどう foot of fine の起源につき一言やねぎたまひな。

それにつづけば、次の1195年七月十五日の Fine がもと。

念のため日本原文と私の読み本と英訳、和訳を掲げておけ。

aliis Domini Regis fidelibus qui tunc ibi aderant: inter Theobaldum Walteri petentem et Willem Heruei tenentem de villa de Boxsted' cum pertinenciis.

Endd: —

Hoc est primum Cyrographum quod factum fuit In Curia domini Regis In forma trium cyrographorum secundum quod ...

Dominum Cantuariensem et alios Barones domini Regis ad hoc ut per illam formam possit fieri recordum Tradit' Thesaurario ad ponendum in thesauro. Anno Regni Regis Ricardi VI°. Die Dominica proxima ante festum beate Margarete Coram Baronibus inscriptis.

Foot of Fine (15 July, 1195)

This is the final agreement made in the Court of the Lord King at Westminster, on the Saturday immediately before the festival of the blessed Margaret in the sixth year of the reign of the King Richard, before Hubert Archbishop of Canterbury, and Godfrey of Winchester and Richard of London, and and Gilbert of Rochester, bishops, and William of Ste-Mère-Eglise and William of Chimell, Archdeacon of Richmond, and Richard Barri Archdeacon of Ely and Ralph Archdeacon of Herford, and Geoffrey Fitz Peter and Simon de Pattishall and Osbert Fitz Hervey, and Richard de Herierd, the Lord King's Justices and many other faithful subjects of the Lord King who were present there at that time, between Theobald Walter, plaintiff, and William Hervey, defendant, concerning the village of the Boxsetd with ...

endorsement; —

This is the first Chirograph that was made in Court of the Lord King in the form of three chirographs, according to ... the Lord Canterbury and other Barons of the Lord King for the particular purpose so that by this form a record could be made to be handed over to the Treasurer to be put in the Treasury. In the sixth year of the reign of the King Richard, on the Sunday immediately before the festival of the blessed Margaret before the barons within written.

1195. Hec est finalis concordia facta in Curia Dñi Regis
 15 July.
 apud Westm. Dio Sabbi proxima ante
 festum Sçø Margareto anno Regni Regis Ricæ
 Sexto Coram Hub Cant Archiepo. et Godefr
 Wintoni. et Ric Londoni. et Gilleb Roffeni.
 Epis et Willmo de Sçø Marie Ecclesia et Willmo
 de Chimell Archidi Richemund. et Ric Barri
 Archidi Elyen. et Rad Archidi Herfordi. et
 Gaufr fil Petri. et Sy[moe de Pates]hill et
 Osbto fil Heruei. et Ric de Herierd Domini Regis
 Iustic. et Mvlts aliis Domini Regis fidelib; qui
 tunc ibi aderant: inf Theob Walti
 petent et Willm Heruci tenent de villa de
 Boxsted. cum pti. scil de feodo dimid
 Milit. et de feodo dimid Milit in Hulmested
 et de tcia pte seruitii uni^o Militis in Bela^g qd

Endd:—

Hoc est primum Cyrographum qd scm suit In
 Curia dñi Regis In forma trium cyrographoz
 scdm qd Dñm Cantuarien et alios
 Barones dñi Regis ad hoc ut p illam formam
 possit fieri record Tradi Thaurario ad po
 nendum in thro. Anno Regni Regis Jl .vi.^o.
 Die Dñica pxima an festum beate Margareto
 Coram Baronib^o insc^{ptis.}

Hec est finalis concordia facta in Curia Domini Regis apud Westmonasterium. Die Sabbati proxima ante festum Sancte Margarete anno Regni Regis Ricardi Sexto Coram Huberto Cantuariensi Archiepiscopo. et Godefrido Wintoniensi. et Ricardo Londoniensi. et Gilleberto Roffeniensi. Episcopis et Willelmo de Sancte Marie Ecclesia et Willelmo de Chimell Archidiacono Richemundensi. et Ricardo Barri Archideacono Elyensi. et Radulpho Archidiacono Herfordensi. et Gaufrido filio Petri. et Sy (mone de Pates) hill' et Osberto filio Heruei. et Ricardo de Herierd Domini Regis Iusticiariis et Mvlts

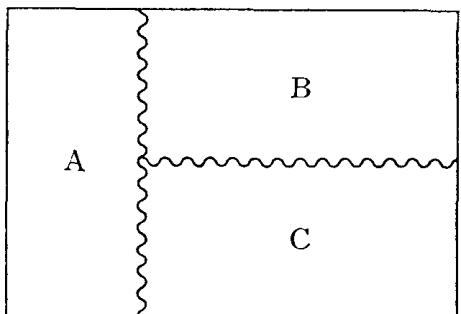
本文書はリチャード王の治世第六年の聖マーガレットの祝日の直前の土曜日（一一九五年七月一五日）に、ウエストミンスターの国王裁判所において、ヒューバート、カンタベリー大司教、ワインチエスターのゴッドフリイ、ロンドンのリチャード、ロチエスターのジルバートらの司教たち、またサン＝メール教会のウイリアム、リッチモンドの副司教、チメルのウイリアム、エリーの副司教たるリチャード＝バリイ、ハーフォードの副司教たるラルフ、ピーターの息ジヨフリイ、パティシャルのシモン、ハーベイの息オズバート、そしてハリィアードのリチャードらの国王裁判官たちと、その他その時そこに出席していた国王陛下の忠誠な臣民たちの臨席の下で、原告セオボード、ウォーターと被告ウイリアム＝ハーベイの間で作製された最終和解書である。論所はボックステッド村、云々、……

（裏銘）本文書は、三つのカイアログラフ（割印証書）の方式により国王裁判所において作られたはじめてのインデンチュアである。この方式は、三つのうちの一つのショードは財務府官吏に手交され財務府に保管されなければならないという特別の目的のためにカンタベリー大司教やその他の国王のバロンたちが、工夫したものである。……リチャード王の御治世第六年の聖マーガレットの祝日の直前の日曜日（一一九五年七月一六日）に本文記載のバロンたちの臨席の下において。

このようにして、一一九五年にはじめて三つの割印証書が書かれ、そのうちの二つは財務府に保管される」ととなつたのである。⁽⁴⁰⁾ その保存される部分が foot であり、複数で feet と呼ばれる。Public Record Office は苦心して両当事者に手交された Fine を集め、それらと保管されていたその foot とを合わせ、一一七一年の Fine を復元しこれをその Museum に陳列しているが、それは次頁の図のような形になつてゐる。この「やかの Bottom と呼ばれ

る A の部分が foot である、小論で解説しているのは C の部分に該当する原告所持の一片である。

メートルハシによる H の foot の部分は、平和や和解を意味する pes というハラ NS 語が、foot を意味するラテン語の pes と混同されたためか呼ばれようになつたところである。⁽⁴²⁾



H の時の主席裁判官 Hubert せ、かの Walter Hubert である。彼は母の姉妹 Bertha の夫グラントヴィルの許で育てられ、カンタブリー大司教となり、かつ Chief Justiciar of England (御世の内閣總理大臣にあたる) となり、10 年の在位期間中十字軍と抑留生活でほとんど不在だった Richard 1 世の留守をあつらイングランドの統治機構を見事に運営した。グラントヴィルの名で知られるロイヤンローに関する最初の著作 *Tractatus de Legibus et Consuetudinibus Regni Anglie* も、ウォーラーが執筆したではないかとされる。⁽⁴³⁾

しかし、ハーリントンがいた feet of fine の時代が、その後、前述の 1251 年の手続が消滅するまで続けれられたのである。

Fine とは何の罰金か

Fine に関する主な制定法とその内容をアラックベトハル Statutes of Realm によると、⁽⁴⁴⁾

A.D. 1285 ~ 13 Edward I, c. 1.

今後 Fine は限謹封土権の法定相続人の権利を消滅 bar もやえな。

1289~90 18 Edward I, Modus Levandi Fines. (The Manner of Levying of Fines)⁽³⁾

Fine の手続を確認した制定法。手続、Fine の形式、Fine 作製のための必要条件、既婚婦人による Fine, Fine の効力について記述する。この効力の部分だが、「Fine は直当事者や利害関係人やその法定相続人だけじゃなく、他のあぐトの第II者が Fine 発給後一年も1口の詛異議申立てをしなされば、強て完全な拘束力を止められぬぞ」とある。

1299~ 27 Edward I, Statutum de Finibus Levatis (The Statute of Fines Levied) c. 1.

従来は異議申立人が「ハヌモド常主士地を seize 」した semper fuerunt seisi」 ふじて Fine の枚出金幣也的効力 preclusive effect を依托するが、そのやうな異議を今後は認めないと。又曰く、Fine の Note は裁判官の裁量で異議を「拒む」か「許す」かの他に訴訟を停止し、裁判で公判を openly and solemnly 読み上げる (Proclamation)、異議がなければそれ以後は一切の異議が許されぬ。又アルカ。

1360~61 34 Edward III, c. VYI.

Fine は異議申立期間があくとも第三者の権利には影響を与へぬ「あじせな」。⁽⁴⁶⁾

1403~04 5 Henry IV, c. 14

偽文書をもよおしため、発給された Fine がさでなくそれと區別する Note も Writ of Covenant もかゞく取扱
裁判所の記録簿に記録される事となる。

1483~84 1 Richard III, c. 7. An Act for Proclamation uppon Fynes Levyed.

Fine はその開廷期とそれを以て二回の開廷期の各期と同様（年十二月、一六回）課され、直轄地をなされば
なれども。あたその読み本 Transcript は、論所のある州裁判所 Assize の裁判官に送られ、そゝに年内に開
かれぬ州裁判所の開廷期間中に読みあげられなければならぬ。あた、第二者との異議申立を五年間認め、それ以
後は Fine の確定的効力を認める事とする。

1488~89 4 Henry VII, c. 24

1 Richard III, c. 7 を廃止する。

1540 32 Henry VII, c. 36.

限囑不動産権をもつ成年者によって手続られた Fine は、彼および彼の法定相続人に對し、彼のがその限囑封土
権をもつて請求をなす権利を永久に消滅せん。ただし、夫や夫の先祖の贈与によってその妻の寡婦給与
jointure ハシト彼女が相続するよつて指定期間でいる土地について、夫の死後彼女によつて手續された Fine は

「保全譲渡」論文—Finalis Concordia はい

同志社法學 1111卷11・因寺 九九 (四九)

例外とする。また、その土地が議会の立法や開封勅許状 letter patent による相続人を限定され、その復帰権 reversion が国土资源に帰属しないのも例外となる。

1580~81 23 Elizabeth c. 3.

Fine の額は証書面は、各開廷期毎にその期間に手続られた Fine の表を各州毎に作製し、次の開廷期の期間中 法訴裁判所の公開の場所に貼り出し、また、その表の内容を各州のシヨリフに送付し、シヨリフは次の開廷期に 裁判所の公開の場所にそれを貼り出し、Fine の公証を徹底をもねるのとする。

5588~89 31 Elizabeth c. 2.

4 Hery VII, c. 34 の Statute の要求した各 term 每回の proclamation を各 term 每に置かうとする。

以上略記したように、これらの制定法によれば、Fine は、公証される公文の不動産譲渡となり、当事者だけでなく、その利害関係人、あるいは第三者に対しても効力をもつたものとなる。

不動産譲渡 Fines

メイドンハムゼラ。

本来、11世紀人にむけた seisin は「事実」であつたから、Fine は seisin を移転せざる。書証はもめらど、かかる 宗教的誓約の如意や裁判所の判決による seisin を終結せざる。だから、からに原告が勝利の判決を得たとしても、

その判決をシリフが執行するのを待たず、原告がその土地に立ち入ったならば、彼は、敗北した被告の土地を侵奪した罪に問われるだら。

前述の preclusive term や一年又一畝という異議申立期間の sein が移転するまでは開始されないとある。このよつて次第だから、Fine は契約書、同様であり、土地の sein が Fine によっては移転されないとある。単なる Fine が sein を移転したとすれば、Fine は土地を譲渡 convey するべきではない。ところが、Fine のかやローの通常の土地移転証書の「わざやいふの強力なもの」として考へるよりに育てられてきた人々には驚異的な説明だと感じられるかもしけないが、一三世紀にはそれが事実だったと思われる。⁽⁴⁾

にもかかわらず、Fine は11つの利点を有していた。第一に合意を証拠だてるものがあり、foot をみる限りより、譲渡人の誠実をたしかめうる。第一に、簡易に証拠が得られるので、約束を履行せることが容易である。第三に異議申立期間を設けることより、それを過ぐると第三者に対し対抗力を附与されるという公証力がある。⁽⁴⁾

しかし、一三世紀末以来の大きな曲節を経た末、前述のように、一五世紀末、一四八三年、一四八八一八九年の法により五年間の異議申立期間を経過した Fine が当事者やその法定相続人・利害関係者から第三者にいたるまでの抗弁権を消滅せしむくなると、Fine は sein の引渡がないにもかかわらず、所有権移転の効力を有する」といなったのである。⁽⁴⁾

マートランドは一一七五年と二年が、Hec est Finalis concordia ではない、方式通りの Fine のあらわれはじめる年のようだと指摘していた。

しかし、ステントン Doris, M. Stenton によると、マートランドがそう書いた直後から、かなり早い日付をも⁽⁵⁾

い Fine が各所で発見され、現在では六〇〇通も知られているといふ。一一七五年から Fine がふえたのは、この年から巡回裁判が頻繁になり、これまで国王裁判所から家が遠く訴訟をおこす余裕のなかへた人びとが、自分の州に巡回して来た裁判官の面前で Fine の手続をする便宜を享受できるようになつたからといふ。

従来、fine は裁判といふ fiction を利用した不動産譲渡だといわれてゐた。

しかし、ハルソム S. F. C. Milson 教授によるとそれは決してトックではなくこといふ。⁽⁵³⁾

古の時代には、国王裁判所の仕事は司法裁判だけではなかつたからである。司法・行政・立法諸機能は未分化であった。一方では一一世紀末には、Fine は方式が確立した手続であつたと思われる。となると、私的な紛争を和解にもつてやるために、国王の権威を借りようとするかからの慣行があつて、それに writ だと、和解訴訟とかの正式の法的手続が加味されたのではないかと考えるにふさわしい。おもむと、封建制の時代には土地紛争の和解のために封建的権威に頼るしかなかつたであろう。上級領主の裁判所で作製された Final Concord があるが、これは何も王の裁判所の手続を模倣したものではない。存在する唯一の権威として、領主から授封された土地に関する紛争の解決をその領主とその裁判所に求めたのであらう。だから Fine いうのはやまあまな起源をもつたのであるが、真の裁判による真の和解がいかに大きな役割を果したとしても、一一世紀末に証拠が重視されるようになると、訴訟手続はたいした役割を果さなくなるし、必要もなくなつてゆくであらう。

しかし、上級領主(封主)による封臣間の紛争解決としての和解が、国王裁判所で一定の手続を加えられ、国王裁判所の司法機能が分化してゆくなから、公証のための制度が発達はじめると、実際の訴訟手続は形式化し空洞化してしまう、古くは和解手続だった Fine が譲渡手続に転化したのである。

むすびにかえて——日本との比較の手掛り

中世後期のドイツではイングランドの Fine によく似た法廷譲渡手続が不動産譲渡のもつとも普通の形式となり、それを唯一の保証の方式だという人さえあるといわれているから⁽⁵⁴⁾、本来ならば、ソリでイングランドの Fine を大陸の諸国の法廷不動産譲渡方式と比較する必要があるが、それは私の能力を超えることなので触れないこととする。大方の御教示をいただければ幸いである。

最後に、今後、日本の法制度と比較するために、気のついたことを若干記してむすびとしたい。

日本にも、類似の制度がないわけではない。本来、裁判過程中の和解というのは、どこの民族でもありうるはずである。日本の場合、和与とよばれたものがそれであろう。これについては、石井良助博士の『中世武家不動産訴訟法の研究』や平山行三氏の『和与の研究』（一九六四年）がある。平山氏によるとその歴史は大略次のとおりである。

和与は平安末の公家法上では贈与を意味したが、他方で裁判所の命令で裁判所に相手方から避文（権利放棄の意思表示）が提出されると、院下文が院宣が発せられて知行確認がなされるという避文の制度があった。この避文制度が影響して、裁判途中の和解としての和与が成立した。

「鎌倉幕府の司法補助制度としての『和与』はその法理の上においても、贈与としての和与と『理非を忘れて避与する』の思想とが結合して成立したと考えてしかるべきと思うのである。」⁽⁵⁵⁾

詳細は省くが、和与の語が古く贈与を意味し、後に裁判途中の和解を意味するに至ったことは、イングランドの Finalis Concordia が裁判上の和解から、やがて不動産譲渡の典型的の手続になつたのと比較すると、いかにも対比的

で興味深い。日本の和与の裁判手続でも、二通の和与状と和与認可の下知状が出され、計三通で一括されるが、そのいずれもが同一文言ではない。和与状は原被両造相互に自分の和解のための讓歩条件を表示するものであり、それに両造それが同意の署判を加えて裁判所に和解下知状を申請し、その申請をうけ手続・形式・内容を吟味したうえで下知状が出されるのである。そして鎌倉末期になると、和与用途の受領書に裁判所の裏判をもらうだけの簡易和与手続が発達する。⁽⁵⁶⁾

この日本と英國における和解手続のちがいは両民族の法史の特質を鋭く対比的に示している。すなわち、口頭弁論を重視し、國王権力への信頼の高いイングランドの場合には、和解の内容が記録され、その写しが裁判所・当事者双方に分与され、裁判所に保管された foot がその後の紛争や侵害を防止する登記の機能を果したのに対し、文書主義の日本の場合には、裁判所はその後和解や贈与を保護する公証役場としての機能を果さない。記録が残らなかつただけでなく、何らかの記録が残つたとしてもそれに何らの法的効力が認められなかつたのであるから、あえていえば残さなかつたのである。むしろ証拠は、当事者たちが有した下知状であつた。沙汰未練書は次のように述べている。

「私和与事、何様の契約誠詞を書き載すると雖も、私の和与に於ては、上裁の時、之を棄て置かる。ただし、和与状にまかせて、御下知を成さる者は、子細に及ばず」（読み下し筆者）

これは、当事者たちの受取つた foot of fine がしばしば古い本のバインディングになつていたイングランドと比較してまゝ」とに興味深い。⁽⁵⁷⁾

文言そのものの比較にも多くの興味深い事実があるが、それについては、他の Deed との比較をも含めて、将来改めて検討してみたい。

(1) J. H. Baker, 『歴史記録の歴史』 *Legal Records and The Historian*, (London, 1978) p. 1.

(2) 小田薰「日本古法に於ける廻轉担保の沿革」 & 「廻三書の契約手形文書と紙幣」 (小田薰『法律史論集第11卷』 所収)

の表題の下表題の所取。

(3) ジーカー博士著「中央裁判所が持つ出判書類と其の歴史」 (小田薰著『中世ヨーロッパの羊皮紙』 マルクスを超へた事だ) (Baker, *Legal Record and Historian*, p. 3.)

(4) *Crime in England* 1550—1800 ed by J. S. Cockburn, (London, 1977) p. xiii.

(5) J. H. Baker, The Dark Age of English Legal History, 1500—1700. (*Legal History Studies* ed. by D. Jenkins 1972.) 1975. p. 2.

(6) G. R. Elton, *Reform and Reformation England 1509-1558* (London, 1977) p. 401.

(7) A. W. B. Simpson, *An Introduction to the History of the Land Law*. p. 115. 21st I.H.L.L. 1974.

(8) 『解説文・英語』 (著者不詳) London 大学の Institute of Historical Research が Diana Greenway 著『中世法』

の序文で、中世の権力の発展と権力の集中を示す。

(9) W. Blackstone. *Commentaries of the Laws of England*, vol. II. p. 295. 21st Bl. Comm. 1974.

(10) Johnson & Jenkinson, *English Court Hand A. D. 1066 To 1500*, Part I. Introduction (Oxford, 1915)

(11) Johnson & Jenkinson, ibid. p. xxii 21st

(12) Bl. Comm. Vol. III. p. 317.

(13) J. H. Baker, *Manual of Law French* (1979) pp. 9~10.

(14) 36 Edw. III. Stat. 1. c. 15. (*Statutes of Realm*, vol. 1, p. 376) 1325年英國では最も古い法規である。

quils sont pledez monstreuz & juguez en la lange Franceis, quest trop desconue en dit realme.

たゞ、次回アレントのエドワードX世が彼の法規をカベトベクト權でなく金で金したが、その結果が Edward III である。1325年英國では法規は一ヶ月の間に法規が公用語となつた。英國法規使用が御法のヨーロッパの風潮であつたが、それがヨーロッパへ向かっても法規使用が進むべきである。 (Bl. Comm. Vol. III. p. 318)

- (15) J. H. Baker, *An Introduction of English Legal History*, Second edition, (London, 1979) p.p. 75~76. 〔訳〕 I. E. L. H. トロント。

『呆解體説』は、大抵の裁判官が同一裁判所の巡回を用いたので、彼の第11巡回の巡回が第一巡回、小口真夫訳『ヘンリック法の歴史』によれば、大抵の巡回は、巡回の巡回である。

- (16) 4 Geo. II, c. 26 (*English Historical Documents*, Vol. X, p. 237)

(17) 1月1日以後の日付の計算方法は、その問題「ヤギベニホシエヒタガルト」(『聖マリヤの日付』)によると、その問題の年は、a die sancti Mychia intres septima と記され、これは、a die sancti Mychia in tres septimanias であるが、それがいつだか、まだ決して three weeks after Michaelmas である。October 6110年後。

- (18) Reeves, *History of England Law* I. p.p. 232~233 (Holdsworth, A *History of English Law*, Vol. III. p. 674, Appendix VII) The Law Term and the Dies in Banco, or Returndays. (訳) Holdsworth, H. E. L. トロント)

(19) 聖の日程の日付、すなはち Dominica, 地方慶祝日 Festum のうちの、たゞ1日間の宗教的な記憶である。

- (20) 国の記憶記録の日付、すなはち『ヘンリック法の歴史』p. 147~8。

- (20) C. A. F. Meekings, King's Bench Files, in *Legal Records and Historian* (1979) p. 111, no 1.

- (21) J. H. Baker, I. E. L. H. p. 53.

- (22) リチャード・ブラックストーンの記述 (Bl. Comm. Vol. 3. p. 275~278)。

被旨を正す命令の提出は、通常は訴訟の終了後であるが、たゞ解説によれば、被旨は命令の復命 (the return of the writ) である。ハセトウスの書籍によると、この命令の提出は、訴訟の最後の部分 (終了後) の提出から命令が提出された日付の3週間後である。これが、巡回の巡回の3週間後である。この裁判所は裁判処理をすべて準備する。

.....

多くの復命日が日曜にならぬが、裁判所は月曜日がヨーロッパの復命をいたしからの日曜日には法手続はなれず、裁判もなかつたと思われ。

最初の復命日はその開廷期の第一日とせられた。たゞヨーロッパの聖人 St. Hilary の第八日とか、その聖人の祝日のやうの日を含んだ第八の日とする場合である。St. Hilary は一月一日の日が第八の日であつてヨーロッパの初日は一月一日である。その日に裁判所は不出廷申立て (essoign) を受理するべく待つてゐる。あるいは令状の召喚に応じて出頭しない免責事由申立て (excuse) を受理すべく待つてゐる。だから、この日を通常や開廷期の不出廷申立てと呼ぶ。しかし、免除された人は令状の復命日をもあつてから出頭が可能である。だかふ、この日を通常や開廷期の猶予日 (days of grace) と呼ぶ。彼が初日を含む四日目 quarto die post と出頭すれば、十分間に在ひ得る。

だから各開廷期の最初に裁判所は第四日目からがだ仕事の処理した。ヨーロッパでは仕事をせしめね。ヨーロッパでは仕事だらしくハリーハリの第1111年の chapter 21 の開廷法によれば、第五日目からがだ出頭だ。だから通常それがその期の初日とせられたのである。トマトナタマ (齋) ではない出頭がねどこ。

- (23) Holdsworth, H. E. L. Vol. III. p. 675.
- (24) 16 Car. I. c. 6 (Statutes of Realm, Vol. V. p. 102)
- (25) 24 Geo. II. c. 48 植田・アーヴィング crastino Animarum と tomorrow of all souls day とある。
- (26) G. R. Elton, 著『Reform and Reformation』(1977) p. 78.
- (27) 35 Hen VIII. C.HI. (Statutes of Realm vol. 4, p. 958)
ノイロイロの出来事などはハシハシの出張振聴とせられたので、ハシハシだ。
- Henricus Octavus Dei gratia Anglie Francie et Hibernie Rex, fidei defensoris et in terra Ecclesie Anglicane et
Hibernice supremum caput

ノイロイロ、ハシハシ

Henry the Eighth by the grace of God Kyng of Englande Fraunce and Irelande Defendor of the faithe, and
Church of Englande and also of Irelande in earthe Supreme Hedd.

「解説」論文—Finalis Concordia 105

ドスヽト

既出のヘーネの出版論文中の最初の部分だ。

Her Most Excellent Majesty ELIZABETH THE SECOND by the Grace of God, of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland and of Her other Realms and Territories Queen, Head of the Commonwealth, Defender of the Faith, Sovereign of the

ドスヽト

既出のヘーネの出版論文中の最初の部分だ。

(28) E. Foss, ed., *The Judges of England*; with Sketches of their lives and miscellaneous notices connected with the Court at Westminster, from the Conquest to the Present time, (first ed. 1864.)

この論述は、大抵の裁判官が天主教徒であることを強調するが、天主教徒に偏見がある。次へ説明した。

(29) 小川昭一著『ヘンリック八世歴史概説』p. 445 云々。

(30) Holdsworth, H. E. L., Vol. III. p.p. 238-239.

(31) Bl. Comm. Vol. II, p. 352.

(32) これ以外に単に紛争が起るが、新しい一類分か一庭規制の権利をもつてゐるが、複合的なものとある。複合的なものとある。

Blackstone も同種類を擧げて云々。

(33) Holdsworth, H. E. L. Vol. III, p. 239.

(34) Fine によれば「証明の方法」田代源太郎『土地所有権の近代化』108頁～116頁があら、鶴川馨「十一世紀から

シカトガの土地譲渡証書」(『新歴史学雑誌』第11号・1974年) 112頁を参考された。

(35) Maitland ももう1つCovenant との争いを請求してゐるが、たゞWrit of Warantia Carta (担保文書) はMaitland が考案(F. Pollock & F. W. Maitland, *The History of English Law*, Book II, p. 98. 云々 Pollock & Maitland も書か)。それが和らぎたりとされると、Maitland (Holdsworth, H. E. L. Vol. III, p. 237)。

- (36) Noble も「即日年に鑄造された金貨や六シリングペイントの価値のものであつた。Mark もマンクランの貨幣でもないが、スコットランド・ダービー Dane Law 裁判で Noble の11世紀の核算単位として用ひられた。一六四四年に Noble が再発行された時も10ペニヒアである。」
- (37) E. Coke もHの手数料は固定されたとする (Second Institute 510)。Hは金額と土地の年間得分の1/4をえたところであるが、それは本文に述べた primer fine と post fine の合計である $1/10 + 3/20 = 1/4$ なのである。
- (38) 小玉訳「カーテン『マンクラン法歴史概説』によれば、たゞ、Fine 手続としては権限附与令状と一般的な表現にした方がよろしかれな。」
- (39) *Fees of Fines*, Henry II and Richard I. (Pipe Roll Society), p. 21.
「この記載はハーバード東北大学法律学部西洋法歴史研究室によるD教授の御援助を得た。」
- (40) Doris M. Stenton, *English Justice between the Norman Conquest and the Great Charter* (1964), p. 52. 以下 D. M. Stenton, *English Justice*. 付録。
- (41) Johnson & Jenkinson, *English Court Hand*, 1066-1500, Plate XVII (b) と写真が載せられる。
- (42) Pollock & Maitland, Book II, p. 97.
- (43) Walter Hubert もウッドゼー、忠誠出力監修ヤギリス法研究会編、アラックボッシュ『ヤギリス法歴史総説篇』上巻大蔵～IIIへ眞記述。
- (44) Bl. Comm. p.p. 351-355.
- (45) Statutes of Realm, Vol. 1. p. 214.
「マーリー Maitland によれば、ハーバード年月不明だがねじらわれてゐる。たゞハーバードの補足法では「裁判官四人の面前で」 とあるのが、Henry III朝の末年の多くの Fine はたゞ一人の裁判官の前に手続されてくることである。たゞ、ハーバードの補足法が裁判官たゞひとり認められて、裁判所のルールになつていたとしてもた事實だとさわれてゐる。(Pollock & Maitland Book II, p.p. 98-99 n. 6)
- (46) ハーバードの補足法 Holdsworth, H. E. L. Vol III, p. 243. および中譯『前掲書』 110頁。
- (47) Pollock & Maitland, Book II, p. 104.

「保証議定」訳文—Finalis Concordia など

- (48) S. F. C. Milsom, *Historical Foundation of the Common Law*. (London, 1969) p. 151. エル・Milsom, H. F. C. L. ルサム。

- (49) 田嶽『通鑑』 110 頁^o
- (50) Pollock & Maitland, Book II, p. 97.
- (51) D. M. Stenton, English Justice., p. 51.
- (52) サルズマン Mr. Salzman, Early Fines (*English Historical Review*, 25. p.p. 708-710) によれば 11世紀の Fine が 1 せき田の Fine の 1/40 である。これは 1/40 の田を 1 せき田と定めたのである。
- (53) Milsom, H. F. C. I. p.p. 151-152.
- (54) Pollock & Maitland, Book II. p. 95.
- (55) 田嶽『通鑑』 110 頁^o
- (56) 田嶽『通鑑』 110 頁^o
- (57) Simpson, I. H. L. L. p. 115. n. 3.